

## 山行関係細則

5. 遭難等緊急事態の発生時に於ける対応について

5-2. 対策本部設置後の詳しい緊急時対応は別途「緊急時対応マニュアル」に示す。

上記項目の[緊急時対応マニュアル]書式

# 遭難等、緊急時対応マニュアル

作成: 1999年12月23日

2000年4月20日一部改正

山岳会・森羅

緊急時とは下記の事をいう。

## [S:遭難]

悪天遭遇やルート判断ミスなどにより行方不明となった場合。また、メンバーの怪我・病気による死亡や負傷で山行パーティの全員あるいは一部に生命の危険がある場合等で、パーティ単独での行動が困難であり、山行パーティ及び山岳会単位での救援活動では対応できない状態を遭難という。

## [A:緊急時]

山行パーティ独自での行動は困難であるが生命に危険が及ぶ状況でなく、山岳会単位での救援または現地応援で対応できるものを緊急時という。

※現地応援→現地で山行パーティ外の応援(小屋・他の山行パーティ等)

## [B:障害発生時]

生命に及ぶ危険は無いが、山行パーティの全員あるいは一部が予定行動を中断して下山するような状況で、山行パーティ単位での対応により対処できるものを障害発生時という。

以下に[S:遭難時]の対応を記す。

## 【S:遭難時対策】山岳会(事務局・留守宅)用 ※山行パーティ用は別途

### 1.[遭難等緊急事態の発生]

#### 1-1.遭難発生と対策本部の設置

専任留守宅宛入山表提出の山行において、下記の項目にあたる状況が発生した場合、専任留守宅はL会及び代表へ連絡。事務局・L会・代表による協議の結果、対策本部を設置することができる。

- 1)下山予定日の22時～すぎても下山報告が無く、本人への連絡もつかず、本人から家族等への連絡もない時。
- 2)山行パーティより緊急事態発生(S遭難)の連絡があった時。
- 3)現地関係各所(警察・救助隊等)から事故発生の連絡があった時。
- 4)その他異常事態が発生したと考え得る時。

#### 1-2.遭難時における会及び一般会員の対応

遭難等緊急時発生により対策本部が設置された場合は、すべての会行事(会山行含む)・個人山行等の予定を中止または延期する。また在宅会員は個人のできる範囲でこれに協力する。

### 2.[対策本部の役割]

#### 2-1.対策本部

対策本部長は会代表とする。代表不在の場合は、チーフリーダー、リーダー会員内の適任者、事務局または委員会メンバー内の適任者、一般会員内の適任者の順でこれを代行する。また上部団体が対策本部を設置した場合は、その傘下に入る。また、活動においては、事前に遭難当事者家族(個人別緊急時連絡先等)の了解を得る事が望ましい。

#### 2-2.対策要員の徴集

対策本部は緊急時連絡網により全会員に発生した遭難事故を連絡する。その際、対策本部へ参加できるかどうかの確認を行い、現地要員・留守宅本部要員の人数把握をする。

→要員名簿の作成

#### 2-3.関係各所への初動連絡

現地、警察・消防・山岳救助隊等へ事故発生(又は行方不明)を連絡。以後、現地での救助活動等は現地関係各所の指示に従う。また同内容を上部山岳団体へ連絡、状況に応じて所属団体傘下の山岳会への救援要請(現地要員及び本部要員の応援)をする。

## 2-4.対策本部要員の役割分担

### [対策本部]

- 本部長(又は代行)  
※対策の総指揮
- 渉外担当※関係各所との連絡(家族含む)
- 会計担当※山岳保険手続きと活動資金調達
- 装備担当※現地へ送る食料・装備等の調達と輸送手配
- 補助要員※本部内各担当者の補助

### [現地救助隊]山岳会内

- CL(山岳会内の現地隊長)  
※現地での会内要員統率  
対策本部との連絡
- 渉外担当※関係各所との連絡(家族含む)
- 会計担当※活動資金の運用
- 装備担当※食料・装備等の調達と手配
- 救助隊要員※現地救助隊の傘下に入り活動(複数名)

※人数的に要員不足の場合は兼務。作業内容によっては複数名。また現地では各担当者も含めて救助隊要員として山岳地に入山する場合もあるが、連絡要員として1名はふもとの現地本部に残す事。

## 2-5.救助活動

実際の救助活動は現地の公的な救助隊の傘下に入り指示に従う。また救助隊要員は、登山・救助法等の技術力や体力・精神的な負担等を把握し、無理な行動をしない。救助活動中は、入山の実働部隊・現地本部・対策本部の連絡を密にし、家族や留守本部での状況把握を明確にする。

## 2-6.長期に及ぶ救助活動(山岳会単位)

公的な救助活動が中止となった場合、所属山岳会単位での搜索活動の継続は、当事者家族と協議のうえ決定する。この場合、長期間での搜索活動を念頭に置いた対策本部を再編成する。

## 2-7.事後処理

遭難者の発見と救助の完了。または行方不明による搜索打ち切り等により、下記の事後処理を行う。

- ①搜索費用の収支決算
- ②今後の遭難対策協議
- ③遭難事故報告書の作成
- ④関係各所(上部山岳団体・応援山岳会等含む)への挨拶及び報告

## 2-8.解散

対策本部は上記事後処理を行った後、解散する。

## 3.[遭難等緊急時対策費用]

### 3-1.収入

- ①当事者の負担金(本人又は家族)
- ②遭難対策積立金(森羅)
- ③山岳共済保険(日山協)
- ④その他の収入(支援金等)

### 3-2.支出

- ①対策本部運営費(他の団体からの応援含む現地要員の交通・宿泊費、食糧含む装備等)
- ②外部団体搜索費用(地元救助隊の日当・民間ヘリコプターのチャーター費等)
- ③遭難事故報告書の作成費
- ④その他の支出(関係各所へのお礼等)

### 3-3.遭難対策積立金について

緊急時の発生により必要と思われるとき、会代表または対策本部長の判断により遭難対策積立金の使用ができる。使用規定等は別途定める“遭難対策積立金(細則)”による。

---

1999.7/31

作成:川名@森羅

1999.8/02~03→L会にて検討・修正 正式承認済(8/03)

2001.4/20 一部修正 (委員会にて細則として承認)

